

## 令和2・3年度(定期受付) 都城市建設業者等級格付について

### 格付の概要

- ・都城市の格付点数は、「経営事項評価数値」と「都城市評価数値」の合計によって算出しています。

### 令和2年度の主な変更点(※令和3年度については、追加受付のみ)

- ・平成30・31年度等級格付より、適用期間が1年間から2年間に変更したことによって、地域貢献や入札参加資格停止歴などの期間を見直しました。

- ・舗装工事の評価方法の見直し

舗装工事については、自社施工を格付の申請要件としており、平成29年度から受注者の施工体制の現場確認を実施してきました。この結果等を踏まえ、舗装工事の受注状況や工事成績による評価方法を見直しました。

#### 1 格付対象業種

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事の6業種

#### 2 業種別等級格付(※下表は平成31年度の実績。申請者数等によっては、変更することがあります。)

	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工事
A級	39者	34者	20者	48者	5者	29者
B級	50者	38者	18者	37者	7者	27者
C級	60者	10者			1者	14者
D級	37者					
対象業者	186 者	82 者	38 者	85 者	13 者	70 者

#### 備考

- 1 各等級の最下位に同順位の建設業者が複数あるときは、同順位にある全ての建設業者について、その等級に格付を行います。
- 2 上記1により、格付を行うべき建設業者の数が等級ごとに示した定数を超過することとなったときは、直近下位等級の定数から、その超過した数を差し引きます。
- 3 順位が上位であっても等級要件に該当しない場合は、下位の等級に格付されます。

#### 3 適用期間

- ・令和2年4月1日から令和4年3月31日までの24ヶ月(2年間)

#### 4 評価方法

- ・総合数値(「経営事項評価数値」と「都城市評価数値」の合計)と等級要件により決定します。
- ・「経営事項評価数値」は、建設業法第27条の23の規定による「経営事項審査」により算出された総合評定値(P値)のことです。
- ・「都城市評価数値」は、本市が独自に設定する評点で、内容については以下のとおりです。

#### 5 評価項目

##### 総合数値

計算式	経営事項評価数値 + 都城市評価数値
点数表示形式	整数

##### 経営事項評価数値

加点項目	経営事項審査総合評定値(P値)
対象	以下の期間内の審査基準日の評定値 平成30年8月1日～令和元年7月31日 ※ 決算期の変更等で期間内に複数の審査基準日がある場合は、最新のものを採用します。
配点(上限)	実数(上限なし)

都城市評価数値

加点項目1	工事成績(舗装を除く5業種)
配点(上限)	35点
対象期間	土・建・電・舗・管:平成27年4月1日から令和元年12月31日までに完了したもの 水:平成29年4月1日から令和元年12月31日までに完了したもの
対象案件	総務部契約課又は水道局業務課で入札執行した(随意契約を除く成績評点を付する全ての案件)の格付対象業種工事
算出方法	(対象工事評点数の合計 - (対象工事件数 × 65)) ÷ 対象工事件数 ※ 上記の計算は、業種ごとに行う ※ 計算結果は、小数点第1位を四捨五入して整数で表示 ※ 法人成や合併等の場合、承継要件を満たしている場合は評価の対象とします

加点項目2	技術者の雇用状況(全業種)
配点(上限)	40点
対象技術者	都城市建設業者工事施工能力審査要領別表第1のとおり。 基準日時点で半年以上継続して雇用している技術者 ※【法人又は従業員5人以上の個人事業主】 →『健康保険被保険者証』で確認します。 ※【従業員4人以下の個人事業主】又は【後期高齢者医療制度の対象者】 →『個人住民税の特別徴収税額決定通知書(特徴義務者用)』等で確認します。 ※【役員】 →『商業登記簿謄本の写し』で確認します。
基準日	令和2年1月15日
計算式	1級技術者数×5点、2級技術者×3点

加点項目3	水道施設工事の専門性の状況(水道施設)										
配点(上限)	30点										
対象	水道施設工事のみ										
算出方法	評価対象となる経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の完成工事高欄に係る水道施設工事の額を全業種の合計額で除して得た数値(割合)に応じて、次の範囲で加点する。										
加点数	<table border="1"> <tr> <td>割合</td> <td>加点</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>50%以上 75%未満</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>25%以上 50%未満</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>25%未満</td> <td>加点なし</td> </tr> </table>	割合	加点	75%以上	30点	50%以上 75%未満	20点	25%以上 50%未満	10点	25%未満	加点なし
割合	加点										
75%以上	30点										
50%以上 75%未満	20点										
25%以上 50%未満	10点										
25%未満	加点なし										

加点項目4	地域貢献(地域貢献1～7までの総点数)
配点(上限)	50点

※地域貢献による加点は次の項目の合計点(50点を上限とする。)

地域貢献-1	災害時応援協定の有無
配点	15点
対象業者	申請を行う時点で災害に関する連絡協議会協力会に加盟しているもの
地域貢献-2	災害工事の受注
配点	1件につき5点(当該業種に加点)。ただし、10点を上限とする。
対象	土木一式工事のみ
対象案件	総務部契約課が入札等を執行した予定価格130万円超の案件で、平成30年1月1日から令和元年12月31日に受注した土木一式工事の災害工事(入札不調後の随意契約含む。)の受注件数。
地域貢献-3	消防団員の雇用状況
配点	1人につき5点。ただし、10点を上限とする。
基準日	令和2年1月15日
基準	申請時点で都城市の消防団に加入し、基準日時点で半年以上継続して雇用している従業員。
地域貢献-4	地域貢献活動(ボランティア活動)
配点(上限)	5点
対象期間	平成30年1月1日から令和元年12月31日まで
対象内容	無償で、かつ事業者としての活動に限る。
計算式	1回×1点

<b>地域貢献-5 保護観察対象者等協力雇用主制度</b>	
配点	登録2点、雇用形態に応じ1人につき3点～9点
対象期間	登録:令和元年12月31日時点で登録のあるもの 雇用:平成30年1月1日から令和元年12月31日までの雇用
対象内容	NPO法人宮崎県就労支援事業者機構が把握しているものに限る。
計算式	登録 2点 雇用 ・日給の場合 延べ雇用日数240日以内 3点 延べ雇用日数241日以上480日以内 6点 延べ雇用日数481日以上 9点 ・月給の場合 延べ雇用月数 8月以内 3点 延べ雇用月数 9月以上16月以内 6点 延べ雇用月数 17月以上 9点
<b>地域貢献-6 障がい者の雇用状況</b>	
配点	1人につき5点。ただし、5点を上限とする。
基準日	令和2年1月15日
基準	基準日時点で半年以上継続して雇用している障害者手帳(※2)の交付を受けている障がい者(ただし、法定雇用義務のある従業員数57人以上の事業所については、法定の雇用障がい者数(※4)を超える障がい者についてのみ加点)。 基準日時点で半年以上継続して雇用していることが分かる書類、手帳の写し及び従業員数を確認できる書類(※3)の提出が必要。  ※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも可 ※3 法人住民税申告書等 ※4 建設業の場合は、除外率(平成30年4月時点)の適用により57人以上
<b>地域貢献-7 若年者の雇用状況</b>	
配点	1人につき5点。ただし、5点を上限とする。
基準日	令和2年1月15日
基準	基準日時点で半年以上継続して雇用している35歳以下(技術者以外も含む。)の若年者 基準日時点で半年以上継続して雇用していることが分かる書類の提出が必要

## 6 入札参加資格停止歴等

都城市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱に基づき受けた措置による減点

措置の内容	減点(計算方法)
1 口頭注意相当の措置	回数×2点
2 文書注意相当の措置	回数×5点
3 入札参加資格停止措置	合計月数×10点 (1回の措置期間が1月未満の場合は1月とする。)

## 7 等級要件

### 1) 技術者の数による要件

業種	土木・建築	電気・管・水道	舗装
A等級	技術者3人以上 (うち1人以上は1級)	技術者2人以上 (うち1人以上は1級)	技術者3人以上 (うち1人以上は1級)
B等級	要件なし		技術者2人
C等級			技術者1人
非該当の場合	直下の等級に格付(舗装C等級に非該当の場合は格付対象外)		

※ 舗装工事の技術者は、「舗装施工管理技術者」(1級・2級)に限ります。

### 2) 他の業種の等級による要件

業種	舗装
A等級	土木一式工事がA級であること。
非該当の場合	直下の等級に格付(舗装C等級の要件に非該当の場合は格付対象外)

### 3) 施工体制の有無による要件

業種	舗装
A、B等級	次の全てに該当すること。 (1) 建設業者が雇用する特殊技能者による作業班の編成 ※ 特殊技能者とは、オペレーター、スクリードマン及びブレーキマンに限るものとする。 (2) 舗装工事に係る建設機材の保有 ※ 建設機材は、アスファルトフィニッシャー(舗装幅3.0m以上)、マカダムローラー(運転質量10トン級以上)及びタイヤローラー(運転質量8トン級以上)に限るものとする。 ※ 保有については、長期リース(3年間以上)も含むものとする。
C等級	次の要件に該当すること。 (1) 建設業者が雇用する特殊技能者による作業班の編成 ※ 特殊技能者とは、オペレーター、スクリードマン及びブレーキマンに限るものとする。
非該当の場合	格付対象外

### 4) 実績による要件

業種	舗装
A等級	次の全てに該当すること。 (1) 資格認定を行う直前の年度の市発注舗装工事において、「技術指導なしの施工」を確認できた者で、自社施工能力を有していることが明らかであること ※ 格付A級に格付されたことのない者に限る。 ※ 確認とは、市担当者の現場確認をいう。 (2) 資格認定を行う年度の直前3か年度においてA級又はB級に継続して格付されていた者であること。
A、B等級	次のいずれかに該当すること。 (1) 資格認定を行う年度の直前5か年度(直前1か年度においては、4月1日から12月31日まで)において市発注の舗装工事に係る受注実績(予定価格130万円超の案件に限る。)が3件以上あり、当該受注実績のうち直近の3件の評点数がいずれも65点未満でないこと。 (2) 資格認定を行う年度の直前3か年度においてA級又はB級に格付された実績があること。
C等級	上記以外

業種	水道施設
A、B等級	次のいずれかに該当すること。 (1) 資格認定を行う年度の直前3か年度(直前1か年度においては、4月1日から12月31日まで)において市発注の水道施設工事に係る受注実績(入札不調後の随意契約を含み、その他の随意契約を除く。)があること。 (2) 資格認定を行う年度の直前3か年度においてA級又はB級に格付された実績があること。
C等級	上記以外

### 8 業種別発注標準額

業種 等級	土木一式 工事	建築一式 工事	電気・管工事	舗装工事	水道施設 工事
A級	1,700万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上	1,400万円以上	1,200万円以上
B級	1,700万円未満 700万円以上	3,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満	1,400万円未満 350万円以上 (A・B混合指名)	1,200万円未満 400万円以上
C級	700万円未満 400万円以上	1,000万円未満		350万円未満 (B・C混合指名)	400万円未満
D級	400万円未満				

※ 発注標準額は、各等級の発注状況により随時見直す。